

調布市教育委員会訓令第 号

調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令

調布市立学校事案決裁規程（平成１１年９月２４日調布市教育委員会訓令第６号）の一部を次のように改正する。

別表中、学校事務の管理に関すること。の部第３項第１号中「給食用消耗品」の後に「記念式典用消耗品」を加える。

附 則

- 1 この訓令は、令和８年６月１日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の調布市立学校事案決裁規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

議案第 31 号

調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 25 日

提出者 調布市教育委員会

教育長 栗 原 健

提案理由

学校配当予算に「記念式典用消耗品」を追加するため、別表に追加するものです。

調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
○調布市立学校事案決裁規程 平成11年 9 月24日教育委員会訓令第 6 号 改正 平成13年 3 月27日教委訓令第 2 号 平成14年 3 月27日教委訓令第 1 号 平成15年 3 月27日教委訓令第 2 号 平成18年 3 月24日教委訓令第 6 号 平成20年 3 月28日教委訓令第 2 号 平成20年 7 月 1 日教委訓令第 6 号 平成22年 3 月31日教委訓令第 1 号 平成22年 6 月30日教委訓令第 4 号 平成26年 2 月28日教委訓令第 1 号 平成26年 3 月28日教委訓令第 2 号 平成28年 3 月25日教委訓令第 1 号 平成29年 3 月23日教委訓令第 1 号 令和 2 年 1 月24日教委訓令第 1 号 令和 3 年 3 月26日教委訓令第 1 号 令和 7 年 9 月 30 日教委訓令第 3 号 令和 8 年 5 月 日教委訓令第 号 調布市立学校事案決裁規程 第 1 条から第18条まで 略 附 則 1 この訓令は、平成11年10月 1 日から施行する。 2 調布市立学校長事案決裁規程（昭和54年 3 月31日調布市教育委員会訓令第 5 号）は、廃止する。	○調布市立学校事案決裁規程 平成11年 9 月24日教育委員会訓令第 6 号 改正 平成13年 3 月27日教委訓令第 2 号 平成14年 3 月27日教委訓令第 1 号 平成15年 3 月27日教委訓令第 2 号 平成18年 3 月24日教委訓令第 6 号 平成20年 3 月28日教委訓令第 2 号 平成20年 7 月 1 日教委訓令第 6 号 平成22年 3 月31日教委訓令第 1 号 平成22年 6 月30日教委訓令第 4 号 平成26年 2 月28日教委訓令第 1 号 平成26年 3 月28日教委訓令第 2 号 平成28年 3 月25日教委訓令第 1 号 平成29年 3 月23日教委訓令第 1 号 令和 2 年 1 月24日教委訓令第 1 号 令和 3 年 3 月26日教委訓令第 1 号 令和 7 年 9 月 30 日教委訓令第 3 号 調布市立学校事案決裁規程 第 1 条から第18条まで 略 附 則 1 この訓令は、平成11年10月 1 日から施行する。 2 調布市立学校長事案決裁規程（昭和54年 3 月31日調布市教育委員会訓令第 5 号）は、廃止する。

改正後

改正附則 略

附 則（令和８年５月 日教委訓令第 号）

1 この訓令は、令和８年６月１日から施行する。

2 この訓令による改正後の調布市立学校事案決裁規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

別表（第４条関係）

項目	区分	決裁権者	
		校長	副校長
学校教育の管理に関すること。から学校施設の管理に関すること。まで 略			
学校事務の管理に関する こと。	1 から 2 まで 略		
	3 請負又は委託による事業及び物品の購入等に関する こと。	(1) 学校管理用消耗品、学校管理用印刷製本、備品等修繕、来客用賄、洗濯料、備品購入費、補修用原材料、教科・特別活動用消耗品、保護者負担軽減措置分消耗品、教科特別活動用印刷製本、ピアノ調律代、給食用消耗品、 <u>記念式典用消耗品</u> 、記念誌等印刷製本、記念	

改正前

改正附則 略

別表（第４条関係）

項目	区分	決裁権者	
		校長	副校長
学校教育の管理に関すること。から学校施設の管理に関すること。まで 略			
学校事務の管理に関する こと。	1 から 2 まで 略		
	3 請負又は委託による事業及び物品の購入等に関する こと。	(1) 学校管理用消耗品、学校管理用印刷製本、備品等修繕、来客用賄、洗濯料、備品購入費、補修用原材料、教科・特別活動用消耗品、保護者負担軽減措置分消耗品、教科特別活動用印刷製本、ピアノ調律代、給食用消耗品、記念誌等印刷製本、記念式典賄、卒業証書筆	

改正後					改正前				
			式典贈、卒業証書 筆耕料、家庭科用 ミシン保守点検委 託、陶器焼成等委 託、教員用指導書 等消耗品、研究指 定校消耗品、保健 用消耗品の発注に 係る決定及び契約 を依頼すること。 (2) 略 (3) 略				耕料、家庭科用ミ シン保守点検委 託、陶器焼成等委 託、教員用指導書 等消耗品、研究指 定校消耗品、保健 用消耗品の発注に 係る決定及び契約 を依頼すること。 (2) 略 (3) 略		
		4 略				4 略			
備考 この表において「職員」とは、校長を除く学校に勤務する常勤の職員をいう。					備考 この表において「職員」とは、校長を除く学校に勤務する常勤の職員をいう。				